

チャオステクラブ 利用規約

1. 入会資格

- チャオステクラブの入会資格は高校・大学・短大・専門学校に現在在籍している方に限ります。
- LINE 公式アカウント「チャオステクラブ」を“友だち追加”（1年間の継続）友達追加後、氏名を送信。自動車学校入校後、教習生番号の送信。

2. チャオステクラブカードの取り扱いについて

- カードは他人に譲渡貸与はできません
- チャオステクラブの特典などを受け取る際にご提示いただけない場合、特典の受け取りができない場合がございます。

3. チャオステクラブの終了について

- チャオステクラブはご利用状況などの事情により予告なく終了することがあります

私は、チャオステクラブの規約に同意し、チャオステクラブの会員になることを申し込みいたします。

署名 _____

紹介契約書

第1条（総則）

委託者（以下「甲」という）及び受託者（以下「乙」という）は紹介契約に関して、この契約書の定めるところに従い、これを履行しなければならない。契約書に明示されていないものについては、甲・乙協議して定める。

第2条（紹介業務の内容）

乙は、甲に対する顧客の紹介を行う。

第3条（契約期間）

本契約期間は、お申し込みから一年とする。
契約解除の連絡がない場合は、一年間の自動継続とする。（最大三年まで）

第4条（紹介手数料）

下記の通り手数料を定める。
紹介手数料の支払いは、甲が報酬を受け取った時点で発生する。支払い方法は甲の指定する金融機関口座に、銀行振込で支払うものとする。
尚、振り込みについての手数は乙負担とする。

【普通自動車 AT・MT】

年間の合計紹介人数（入会日を起点とする）	一人あたり
1～2人	5,000円
3～5人	8,000円
6人以上	10,000円

【準中型自動車・自動二輪・大型特殊・小型船舶】

年間の合計紹介人数（入会日を起点とする）	一人あたり
1～2人	3,000円
3人以上	5,000円

※乙の紹介で入校する者には一律 3,000 円の割引をするものとする。（船舶免許東海大学生料金は例外とする）

第6条（損害の負担）

紹介業務実施中に乙の責で損害が発生した場合の経費は乙が負担する。但し、損害が甲責に期する理由の場合は甲が負担する。

第7条（秘密の保持）

乙は、紹介業務中に知れた個人及び甲の情報を他に漏洩しないものとする。万一事案発覚の場合、甲は乙に対して損害を請求できるものとする。

第8条（契約の解除）

甲は乙にそれぞれ不都合が生じた場合は、協議の上契約を解除することが出来る

第10条（契約外事項）

前各条に定めるほかに、民法その他関係法令の定めるところによるものとし、なお疑義が生じるときは、甲・乙協議して定める。
上記契約を締結するため、本契約書1通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、甲が原本を保有する。また、乙から必要の申し出がある場合、本契約書のコピーを一通作成し乙が保有する。

甲 静岡県静岡市清水区興津中町5-2-1
 株式会社 柿澤学園 取締役本部長 荻和 進
 スルガ自動車学校 TEL : 054-369-1177

乙

入校車種				入校日	月	日	会員番号		
フリガナ				生年月日	西暦		年	月	日
氏名					性別	男 ・ 女			
フリガナ									
住所	〒								
大学・専門・高校 学校名				学年			E-mail		
電話番号				携帯番号					
取引銀行名				フリガナ			口座の種類		
				支店名					
口座番号							口座番号は左詰めで正確にご記入ください		

※フリガナ・数字は丁寧に、ツ・ズのような違いは正確にご記入ください。

特典： Amazon ギフトカード ・ iTunes ギフトカード ・ Quo カード ・ 入校金優待

金額： _____ 円 受け取り希望場所： 興津 ・ 折戸 ・ 草薙 ・ 静岡



受付場所：興津・折戸・草薙・静岡